

オーストラリアのサステナビリティ開示・保証の 規制動向（2024年10月）

オーストラリアでIFRS S1号およびIFRS S2号に整合したサステナビリティ報告基準が
最終化

2024年10月10日

オーストラリア会計基準審議会（AASB）は、任意適用のAASB S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」と強制適用のAASB S2号「気候関連開示」の最終基準を公表しました。大企業および金融機関は、2025年1月1日以降に開始する年度からAASB S2号を適用することが義務付けられます。

AASBが2023年10月に公表していた公開草案（ED）では、IFRS S1号及びIFRS S2号の要求事項に以下の変更を加えることが提案されていました。

- [公開草案] AASB S1号は、IFRS S1号の要求事項から、適用範囲を気候関連の開示情報に限定することを提案
- [公開草案] AASB S2号は、IFRS S2号の要求事項を、産業別情報に関する考慮事項と開示、温室効果ガス排出量の測定、及びシナリオ分析に使用するシナリオについて変更することを提案

しかし、EDに対して、IFRS S2号の変更案に反対する声が多く聞かれました（[オーストラリアの金融セクターのメンバー等](#)）。これらは、IFRS S2号からの逸脱を正当化するオーストラリア特有の状況はほとんどないという観点からの意見でした。AASBはフィードバックについて議論を重ね、2024年9月に、IFRS S2号の要求事項のすべてをAASB S2号に導入する旨に方針転換し、最終的には以下に関してのみ修正を加えることにしました。

- IFRS S1号から気候関連財務情報の開示に関連する全般的な要求事項を追加
- 連結ベースでの報告については法改正に基づくオプションとする
- 産業別開示を要求しない。したがって開示トピック（及び開示トピックに関連する産業別の指標）の参照と適用可能性の考慮についても要求しない
- 非営利団体の一般目的財務諸表（GPFR）利用者のためのガイダンスを追加

さらに、AASBは、任意適用の基準として、IFRS S1号の要求事項を修正することなく全て導入したAASB S1号を発行することを決定しました。この決定は、気候関連財務情報の開示にまずは取り組み、オーストラリアにおける他のサステナビリティ関連のリスクや機会についての報告に関する要求事項は後に検討するというオーストラリア政府の決定と一致していると考えられます。したがって、企業は、気候以外のサステナビリティに関連するリスク及び機会に関する情報を開示する必要はありません。

詳細は、AASBのウェブサイトをご覧ください。

- [AASB S1](#)
- [AASB S2](#)
- [AASB S1 Basis for conclusions](#)
- [AASB S2 Basis for conclusions](#)

原文（英語）：[Australia responds to stakeholder feedback and aligns sustainability reporting standards with IFRS S1 and IFRS S2](#)

※本資料はDeloitte & Touche LLPが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。日本語版については、有限責任監査法人トーマツにお問い合わせください。日本語版と原文に相違がある場合には、原文の記事事項を優先します。

関連記事（日本語）：[オーストラリアのサステナビリティ開示・保証の規制動向（2024年8月）](#)

サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<https://www.deloitte.com/jp/audit>

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイトアジアパシフィックリミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツリスクアドバイザー合同会社、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュートーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を含みます。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジアパシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの革新と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュートーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に關係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>